第五十一回国会　衆議院　大蔵委員会議録　第十号

昭和四十一年二月十六日（水曜日）

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長　三池　信君

理事　金子　一平君　理事　坊　秀男君

理事　吉田　重延君　理事　平林　剛君

理事　堀　昌雄君　理事　武藤　山治君

大泉　寛三君　押谷　富三君

木村　剛輔君　木村武千代君

砂田　重民君　田澤　吉郎君

地崎宇三郎君　西岡　武夫君

村山　達雄君　毛利　松平君

山本　勝市君　小林　進君

佐藤觀次郎君　只松　祐治君

野口　忠夫君　日野　吉夫君

山田　耻目君　横山　利秋君

永末　英一君

出席政府委員

大蔵政務次官　藤井　勝志君

委員外の出席者

専門員　抜井　光三君

二月十五日

委員小山省二君辞任につき、その補欠として坂村吉正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員坂村吉正君辞任につき、その補欠として小山省二君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員今澄勇君辞任につき、その補欠として永末英一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）

都市開発資金融通特別会計法案（内閣提出第四四号）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四九号）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五一号）

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第一号）

○三池委員長　これより会議を開きます。

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、都市開発資金融通特別会計法案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件の条件を一括して議題といたします。

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律

農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政府は、昭和四十一年度において、資金から一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れをすることができるものとし、同年度末における資金の額は、十億円とする。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理　由

昭和四十一年度において、農業近代化助成資金から一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れをすることができるものとし、同年度末の同資金の額を十億円とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を改正する法律

日本開発銀行法の一部を次のように改正する。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第十八条の二第一項中「三倍」を「四倍」に改める。

第三十三条第一項中「作成し」の下に「、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を附して」を加え、「これらの書類（以下「財務諸表」という。）」を「これ」に改める。

第三十五条第一項中「作成し」の下に「、当該決算報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、「遅滞なく、」の下に「これを」を加える。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理　由

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市開発資金融通特別会計法案

都市開発資金融通特別会計法

（設置）

第一条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第　号）第一条の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、貸付金の償還金及び利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第四条　建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）
第五条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
（予算の作成及び提出）
第六条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2　前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。
一　歳入歳出予定計算書
二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書
三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
（損益の処理）
第七条　この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。
（剰余金の繰入れ）
第八条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）
第九条　建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2　前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
（余裕金の預託）
第十一条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。
（借入金）
第十二条　この会計において、貸付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。
2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
（一時借入金）
第十三条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。
2　前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。
3　第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
（借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務）
第十四条　第十二条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。
（国債整理基金特別会計への繰入れ）
第十五条　第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
（実施規定）
第十六条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第七号の二の次に次の一号を加える。
七の三　都市開発資金融通特別会計の管理に関すること。
第四条第四項中「第七号の二まで」を「第七号の三まで」に改める。

理　由

都市開発資金の貸付けに関する法律の施行に伴い、同法第一条の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　内国旅行の旅費

一　車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分		車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
				甲地方	乙地方	
内閣総理大臣及び最高裁判所長官等		一〇円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	三、八〇〇円	一、〇〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者		八円	八〇〇円	四、〇〇〇円	三、二〇〇円	八〇〇円
二等級の職務にある者		七円	七〇〇円	三、五〇〇円	二、八〇〇円	七〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者		六円	六〇〇円	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	六〇〇円
六等級以下の職務にある者		五円	五〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	五〇〇円
		五円	四〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円

備　考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域その他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二　移転料

区分			
内閣総理大臣及び最高裁判所長官等	鉄道五十キロメートル未満	四、八〇〇円	
	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	四、四〇〇円	
	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	三、六〇〇円	
	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	三、〇〇〇円	
	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	二、四〇〇円	
	鉄道千キロメートル以上千二百キロメートル未満	二、一〇〇円	
	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	一、八〇〇円	
	鉄道二千キロメートル以上	一、五〇〇円	
その他の者		三、六〇〇円	
指定職の職務にある者		二、七〇〇円	

一等級の職務にある者	三三、三〇〇円	三七、四〇〇円	四五、九〇〇円	五一、〇〇〇円	七三、一〇〇円	九五、二〇〇円	一一九、〇〇〇円	一四九、六〇〇円
二等級の職務にある者	三〇、四〇〇円	三四、二〇〇円	四三、二〇〇円	四八、〇〇〇円	六八、八〇〇円	八九、六〇〇円	一一二、〇〇〇円	一四〇、八〇〇円
三等級の職務にある者	二八、五〇〇円	三二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円	四五、〇〇〇円	六四、五〇〇円	八四、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円
四等級の職務にある者	二六、六〇〇円	三〇、八〇〇円	三七、八〇〇円	四二、〇〇〇円	六〇、二〇〇円	七八、四〇〇円	九八、〇〇〇円	一二三、二〇〇円
五等級の職務にある者	二三、八〇〇円	二六、四〇〇円	三二、四〇〇円	三六、〇〇〇円	五一、六〇〇円	六七、二〇〇円	八四、〇〇〇円	一〇五、六〇〇円
六等級の職務にある者	二〇、九〇〇円	二四、二〇〇円	二九、七〇〇円	三三、〇〇〇円	四七、三〇〇円	六一、六〇〇円	七七、〇〇〇円	九六、八〇〇円
七等級以下の職務にある者	一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八八、〇〇〇円

備　考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

理　由

職員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百二十万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改める。

第三条第二項及び第三項中「百二十万円」を「二百万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条及び第三条の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

理　由

最近における所得水準の上昇等に伴い、所得税の減免及び源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

東京国税局に雪谷税務署を、福岡国税局に西福岡税務署を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別　紙

新設する税務署

所轄国税局	都道府県名	税務署名	位置	管轄区域
東京	東京	雪谷	大田区	大田区のうち南千束町、北千束町、東雪谷一丁目から東雪谷五丁目まで、仲池上一丁目、仲池上二丁目、雪ケ谷町、池上洗足町、石川町、上池上町、道々橋町、久ケ原町、田園調布一丁目から田園調布七丁目まで、調布嶺町一丁目、調布嶺町二丁目、調布千鳥町、調布鵜ノ木町、調布大塚町
福岡	福岡	西福岡	福岡市	福岡市のうち今川一丁目、今川二丁目、黒門、大濠公園、大濠一丁目、大濠二丁目、地行西町、地行東町、西唐人町、東唐人町、東唐人町堀端、桝木屋町、大円寺町、浪人町、新大工町、伊崎、西公園、荒戸一丁目から荒戸三丁目まで、西新町、二百石町、今川通新町、城西町、西ヶ崎町、中田町、下田町、城西橋通、上今川橋通、西新町一丁目、西新町二丁目、曙町一丁目から曙町三丁目まで、弥生町一丁目から弥生町三丁目まで、鹿原一番丁から鹿原四番丁まで、弓田町、神楽町、上野町、昭代町一丁目から昭代町四丁目まで、紅葉町一丁目から紅葉町三丁目まで、藤崎町一丁目、藤崎町二丁目、飛石町一丁目から飛石町三丁目まで、金門町一丁目、金門町二丁目、庄浜町一丁目、庄浜町二丁目、室見町一丁目から室見町四丁目まで、福陵町一丁目から福陵町三丁目まで、大字有田、大字原、大字荒江、大字飯倉、大字七隈、大字小田部、大字庄、六本松、六本松一丁目、六本松二丁目、草ヶ江町、草香江一丁目、草香江二丁目、草ヶ江本町一丁目から草ヶ江本町四丁目まで、上ノ町、大坪町一丁目、大坪町二丁目、大字谷、大字鳥飼、鳥飼一丁目から鳥飼三丁目まで、大字田島、東田島一丁目から東田島四丁目まで、浪人谷、馬屋谷、茶園谷、馬場頭、大字片江、大字堤、大字東油山、大字上長尾、大字下長尾、大字檜原六百番の六から六百番の四十六まで・六百三番の五・六百三番の十から六百三番の十九まで・六百十一番の四から六百十一番の十四まで・六百四十番の二から六百四十番の四十五まで、竜王町、別府北町一丁目、別府北町二丁目、別府町一丁目、別府町二丁目、別府新町一丁目から別府新町三丁目まで、弓馬場町一丁目から弓馬場町三丁目まで、西田町一丁目から西田町三丁目まで、塩屋町一丁目、塩屋町二丁目、上中浜町一丁目から上中浜町三丁目まで、下中浜町一丁目、下中浜町二丁目、小笹一丁目から小笹三丁目まで、赤坂山、大字西油山、大字梅林、大字野芥、大字西脇、大字干隈、大字免、大字次郎丸、大字田、大字羽根戸、大字飯盛、大字吉武、大字金武、大字四箇、姪浜町、大字下山門、大字拾六町、大字野方、大字戸切、大字福重、大字石丸、大字橋本、能古、今宿町、横浜、今宿青木、今宿上ノ原、今津、大字周船寺、大字徳永、大字女原、大字飯氏、大字千里、大字宇田川原、大字田尻、大字太郎丸、大字元岡、大字桑原、大字西浦、大字宮浦、大字小田、大字草場、大字玄海島、大字小呂島、糸島郡、早良郡

理由

最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営を図るため、東京国税局に雪谷税務署を、福岡国税局に西福岡税務署を設置する必要があるからである。

○三池委員長　政府より提案理由の説明を聴取いたします。藤井大蔵政務次官。

○藤井(勝)政府委員　ただいま議題となりました農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案外五件について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

農業近代化助成資金は、農業協同組合等が農業者等に対して資本装備の高度化等、農業経営の近代化をはかるため必要な長期かつ低利の施設資金を貸し付けた場合において、当該農業協同組合等に都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を国が補助するために必要な財源を確保する目的で、一般会計所属の資金として昭和三十六年度に設けられたものであります。

この資金には一般会計からの繰り入れ金及びこれを資金運用部に預託することにより生ずる利子をもって充て、その利子のうちから利子補給補助に必要な金額を一般会計に繰り入れて支出してまいりました。

昭和四十年度末の資金額は、約二百九十五億円となる見込みでありますが、昭和四十一年度におきましては、公債をも発行して所要の財源を調達しなければならないような財政事情でありますので、十億円を留保した上、その残余を一般会計の歳出の財源に充てるため取りくずすこととといたしたわけであります。

以上が、この法律案を提出する理由及びその内容であります。

なお、農業近代化資金の利子補給補助につきましては、一般会計の一般財源により十分これを確保し、今後の農業近代化資金の融通に支障がないよう措置することといたしております。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、日本開発銀行の借り入れ及び外貨債券発行の限度を自己資本の三倍から四倍に引き上げることであります。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期資金の融通によりわが国経済の再建及び産業の開発の促進につとめてまいっているのでありますが、昭和四十一年度の財政投融資計画において同行の貸し出しは二千八十億円と予定されております。

このように、日本開発銀行につきましては、業務量の一そうの増加が見込まれているところでありますが、貸し出し等の同行の業務量は、自己資本の額と借り入れ金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められておりますので、昭和四十一年度以降におきましては、この限度を改正する必要が生ずるのであります。

したがいまして、この際、同行の借り入れ金等の限度を自己資本の三倍から四倍に引き上げ、これにより業務量の限度の拡大を行ない、同行の業務の円滑な運営をはかろうとするものであります。

第二は、日本開発銀行の監事の権限を明確にしようとするものであります。

すなわち、監事が監査の結果に基づき必要があると認める場合には、意見を総裁または大蔵大臣に提出することができるよう、その権限を明確にするとともに、日本開発銀行が法律の規定により大蔵大臣に提出する財務諸表等に監事の意見を付さなければならないこととしようとするものであります。

次に、都市開発資金融通特別会計法案について申し上げます。

政府におきましては、人口集中の著しい大都市においてその生活環境が近年とみに悪化し、将来にわたり一そうの過密化が予想される情勢にかんがみ、地方公共団体が、これら大都市から移転する工場等のあと地または都市計画上主要な道路、公園等の公共施設の用地を、あらかじめ適時に取得することに資するため、その買い取りに必要な資金を長期かつ低利で貸し付け、もって都市機能の維持及び増進に寄与することとし、別途、今国会に都市開発資金の貸付けに関する法律案を提出して御審議をお願いいたしております。

この都市開発資金の貸付けに関する法律に基づく地方公共団体に対する国の貸し付けに関しましては、その収支を明確にするため一般会計と区分して経理することが必要でありますので、ここに都市開発資金融通特別会計法案を提案することといたした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、工場等のあと地または都市計画上主要な道路、公園等の用地の買い取りを行なう地方公共団体に対する国の貸し付けに関する経理を行なうことを目的とするもので、建設大臣が管理することとしております。

第二に、この会計の歳入は、一般会計から繰り入れ金、借り入れ金、貸し付け金の償還金及び利子並びに付属雑収入とし、歳出は、貸し付け金、借り入れ金の償還金及び利子、一時借り入れ金の利子、事務取り扱い費並びに付属諸費としております。

なお、昭和四十一年度においては、一般会計からの繰り入れ金五億円及び資金運用部からの借り入れ金十億円、計十五億円をもって貸し付け金に充てる予定であります。

このほか、この会計の予算及び決算その他必要な事項を定めるとともに、この会計の設置に伴って必要な関係規定の整備を行なうこととといたしております。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における職員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を実費弁償のたてまえに即して改定することとし、この法律案を提案いたした次第であります。

次に、改正の要点を御説明申し上げます。

日当、宿泊料及び食卓料につきましては、最近における宿泊料金の実態等を考慮し、法律の別表を改正して、その定額を約三割程度引き上げることにいたしております。

また、移転料につきましても、職員の赴任の実態等にかんがみ、現行定額について所要の引き上げを行なうこととといたしております。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における所得水準の上昇及び所得階級区分の異動並びに課税最低限の引き上げ等に伴い、所得税の減免及び源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる災害被害者の所得限度額の引き上げをはかろうとするものであります。

すなわち、住宅、家財について甚大な被害のあった者について、所得税の全部が免除される者の所得限度額を五十万円から百万円に、所得税が二分の一に軽減される者の所得限度額を八十万円から百五十万円に、所得税が四分の一軽減される者の所得限度額を百二十万円から二百万円に、それぞれ引き上げることとするとともに、源泉徴収所得税の徴収猶予を受けることができる者の所得限度額についても百二十万円から二百万円に引き上げることとしております。

最後に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件について申し上げます。

最近における経済の発展は大都市において特に著しく、この間の事情を反映して、都会地税務署の管内の納税者及び課税物件等は年々増加してまいりますとともに、これらの税務署の事務量、人員ともに過大となり、税務指導等、納税者に対す

るサービスの面及び事務管理の面で支障を生じようとしております。

このような事情に対処して、東京国税局において、大森税務署の管轄区域を分割して、大田区の西北部の地域を管轄する雪谷税務署を設置し、また、福岡国税局において、福岡税務署の管轄区域を分割して、福岡市の西部、糸島郡及び早良郡を管轄する西福岡税務署を設置し、納税者の利便と税務行政の円滑な運営をはかろうとするものであります。

以上が、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案外五件の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長　これにて提案理由の説明は、終わりました。

各件に対する質疑は、次会に譲ります。

次会は、明後十八日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

昭和四十一年二月十九日印刷
昭和四十一年二月二十一日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局